

第2章

政策展開の方向

第1節—— 連携型地域社会の形成

松戸で暮らし活動するすべての人々にとって、差別や偏見がなく基本的人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる機会が平等に得られるまちづくりを進めます。

また、市民の創意と英知を結集した力がまちづくりに生かされ、市民と行政とが協力し合う連携型地域社会を形成します。

松戸市の良さ・暮らしやすさ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

連携型地域社会の形成

人のつながりを感じられる **21** 人

向こう三軒両隣の近所付き合いが残っていて、まだまだ地域とのコミュニケーションが取りやすく、人のつながりを感じることができる。人とのふれあいを大事にしている。地域の間関係がちょうどよい規模で暮らしやすい。普通に近所を歩いていても挨拶してくれる。

温かい人や人柄が良い人が多い **18** 人

地域の人々に人間的な温かみがあり、良い人が多く、人間関係も親密で、地方の良さも残っている。のんびりしていて、人におおらかさがある。古くから住んでいる地主さん、商店の店主さんは、個性がある。商店街に人情がある人が多く、ホスピタリティーを感じる。

市民活動が活発で協働も行われている **4** 人

協働のまちづくりとして、テント小屋やサポートセンター等ができており、市民活動は活発で活動しやすい環境になっている。行政と一緒にあって、生活の面で暮らしやすくなるよう活動をしていることが素晴らしいと思う。

松戸市の将来イメージ (あなたの想いを聴くインタビュー〈市民編〉より)

連携型地域社会の形成

人のつながりを感じられる街 **55** 人

江戸時代の長屋のようなイメージ。助け合って、笑って、話して、遊んで、親、おじいちゃん、子供もいる。人々が和気あいあいとしており、活気に満ちた生活を送っている。夏まつりやもちつき大会等にみんなが参加するようになる。

高齢者と若者が会話をしているなど、世代を越えた交流がある街 **21** 人

地域での交流の場所に若者たちが大勢集まり、地域間のコミュニケーションがとれている。商店街が充実し、コミュニケーションが活発化し、それに伴って住民同士のつながりが強くなる。高齢者等の話し相手が増え、防火防犯にもつながる。また、家族3代が一緒に生活している。

ボランティア活動などをする人が増え、主体的なまちづくりをしている街 **13** 人

行政に頼るのではなく、地域の人々が結束力を持ち、エネルギーに地域活動を行う。周辺に誇れるまちをつくる。義務教育の中で、ボランティアや職場体験をしてもらい、地域との連携が取れるようになる。

1 市民と行政の協働を推進します

現況と課題

●地域のコミュニティ活動

本市には8つの支所があり、市民の身近な場所で諸手続き等が可能であるほか、地域コミュニティ活動の担当窓口としての役割も担っています。また、17箇所ある市民センターは、各種サークル活動や地域の催し物等に活用されています。

なお、約400ある町会・自治会等は、地域の良好な住環境を築くために、防犯、防災、環境美化、福祉等の活動をしています。また、町会・自治会等から推薦された市政協力委員は、市と地域を繋ぐパイプ役として活躍しています。

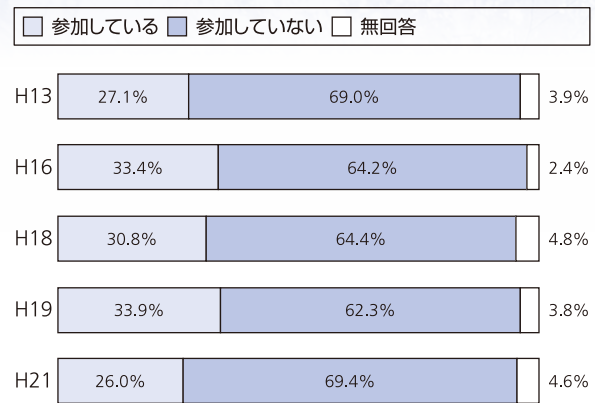
市民意識調査(「第2次実施計画策定に伴う市民意識調査(平成14年2月)」から「後期基本計画策定に関する市民意識調査(平成22年3月)」の間に実施した5つの市民意識調査を指します。以下、同様です。)によると、「地域活動に参加している人の割合」は、平成13年度27.1%であったものが、21年度には26.0%となっているが、今後は団塊世代の地域回帰等も見込まれ、活動の活性化が期待されます。その反面、若い世代を中心に町会・自治会離れの傾向もあり懸念されています。

●市民活動と協働の推進

少子・高齢化の進展や環境問題、防災・防犯意識の高まりなど、地域社会における課題は複雑かつ多様化する中で、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった考え方を持つ市民や市民活動団体も数多く現れてきました。代表的な組織としては、NPO法人があげられますが、平成13年度に26団体であったものが、平成21年度には、114団体となりました。

今後は、従来のように公共サービスを行政だけが担うのではなく、まちを構成する市民、市民活動団体、事業者及び市がお互いに協力して課題の解決に取り組む協働を推進することが期待されています。

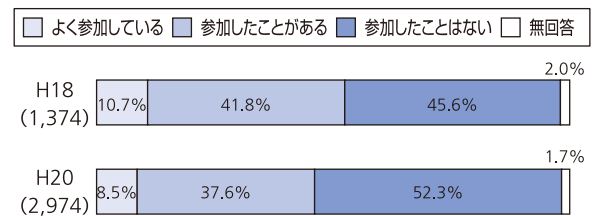
図表21-1 地域活動やボランティアへの参加状況



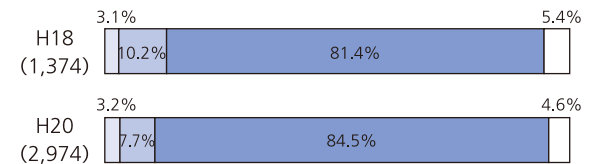
出典：市民意識調査

図表21-2 地域活動やボランティアへの参加状況

(ア)町会やPTA役員などの地域活動



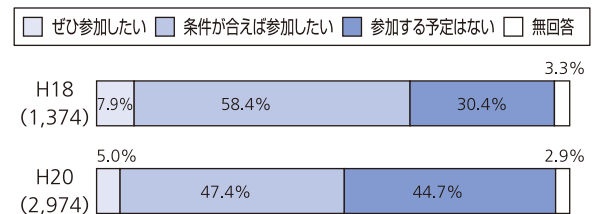
(イ) NPOなどのボランティア活動



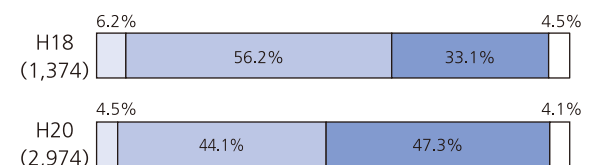
出典：後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)

図表21-3 地域活動やボランティアへの参加意向

(ア)町会やPTA役員などの地域活動



(イ) NPOなどのボランティア活動



出典：後期基本計画づくりのための市民ニーズ調査(平成21年3月)

松戸市の良さ・強み

- 温かい人、人柄の良い人が多く、人のつながりが深く感じられます。
- 市民活動などのボランティア活動が活発です。

めざしたい将来像

「市民の自立」「市民や事業者などと行政の対等な関係」をめざす協働のまちづくりを推進し、安全・安心な豊かで、活力のある郷土愛に満ち、市民みんなが誇りに思える”ふるさとまつど”を実現します。そのため、支所など地域拠点の機能を高め、市民同士、市民と行政、行政組織同士などの連携を進めます。また、地域活動(町会・自治会活動、地区社会福祉協議会の活動)、NPO活動、ボランティア活動のそれぞれの活性化を図ります。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
市民活動(地域活動、NPO活動、ボランティア活動など)に参加している人の割合	27.1%	33.9%	26.0%	40%
市が協働する事業件数	—	—	169件 (19年度)	250件
NPO法人の数	26団体	111団体	114団体	150団体
中間支援分野で活動している団体の割合	—	—	8.1%	25%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 一人ひとりが、心豊かな生活を送れるように心がけます。
- 地域の問題、社会の問題について、他人事にせず、松戸市民としての意識をもって行動します。
- 自分のできるところから、主体的に勇気をもって行動します。
- 市民同士が啓発し合うようにします。
- 心をオープンにして、市全体をみるようにします。
- 行政の努力にも目を向け、公正に評価するようにします。
- 地域活動を活性化するようにします。

●行政の役割

- 積極的に、市民の活動の中に入り、共に考え、行動するようにします。
- 情報を進んで市民に提供し、説明責任を果たします。
- 「市役所は市民に役立つ人のいる所」を忘れず、市民の意見を積極的に聴くようにします。
- NPO活動、ボランティア活動が活性化することを支援するため、NPOなどの中間支援組織の育成を強化します。

施策の展開方向

① 地域に根ざした協働の基盤づくりを推進します

8つの支所が、地域住民にとっての身近な窓口機能を発揮できるように、相談機能を含め充実を図ります。また、市民センターが、地域活動の核としての機能を維持できるよう、施設活用の適正化を図ります。

また、町会・自治会のコミュニティ活動を支援するため、その拠点となる集会所や、連絡機能としての掲示板についての設置等の支援を行います。

そして、地域の課題、要望等について、適切な意見交換を行えるよう、市政協力委員連合会と協議を図りながら、市長が市政協力委員等と懇談する場を設けていきます。さらに、地域の問題は地域で解決する仕組みづくりを進めます。

② 協働を推進するための環境を整備します

「松戸市協働のまちづくり条例」に基づき、市民活動の活性化の支援と協働の推進を行います。

市民活動を始めたい人が、すぐに始めることの出来るように情報発信や相談などのコーディネート機能を高めたり、市民活動団体の組織や事業を支援できるような体制づくりを進めます。

また、市民活動団体や事業者と市が一緒になって地域課題の解決に取り組めるよう、共に企画をしたり、話し合える場を増やします。

そして、まつど市民活動サポートセンターについては、機能の充実を図るとともに、身近な場所で相談等が受けられるよう、拠点の確保を図ります。また、NPOを支援できるNPO(中間支援組織)が育つ環境を整備します。



矢切支所



NPO・市民活動見本市

関連個別計画

○松戸市協働推進計画

2 一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくります

現況と課題

今日、人権意識の高揚や社会情勢の変化により、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和地区出身者、外国人及びHIV感染者等にかかわる人権問題はもとより、今まで見過ごされてきた人権問題が顕在化し、インターネットによる人権侵害等の新たな人権問題も発生するなど、大きな社会問題となっています。

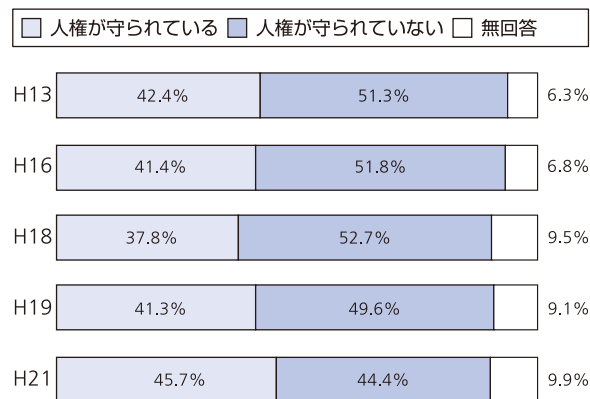
本市においても、高齢者への虐待や、DV（ドメスティック・バイオレンス）^{*17}、児童虐待等が増加傾向にあります。

市民意識調査によると、「身の回りで人権が守られていると思っている人の割合」は、平成13年度42.4%であったものが、21年度には45.7%へと、増加しています。今後も、市民一人ひとりが人権感覚を磨き、問題意識を持って人権問題の解決に当たることが求められています。

松戸市の良さ・強み

○人権尊重都市宣言を行うとともに、人権施策推進に関する基本方針を定めて、着実に人権施策を進めています。

図表21-4 人権が守られていると思っている人の割合



出典：市民意識調査

<人権尊重都市宣言>

優しい心を育むまち 松戸をめざして

人はすべて、かけがえのない平等な存在として尊重され、幸せに生きる権利をもっています。

この人類普遍の原理である基本的人権は、日本国憲法にも保障され、人権を擁護する努力が続けられてきました。

しかし、今もなお、さまざまな人権問題が存在しており、その解決は国内だけでなく世界的な課題になっています。

私たちは、一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざして努力します。

世界人権宣言 50周年にあたり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成10年12月10日 松戸市

めざしたい将来像

松戸に住む全ての人々が互いに認め合い、多様な形でかわりあえる「平等で人間性豊かな地域社会」を、自分たちで創り上げることをめざします。そのために、学習・交流など、様々な活動を心掛けます。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
身の回りで人権が守られていると思っている人の割合	42.4%	41.3%	45.7%	60%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 可能な限り、様々な人々と積極的に交流するようにします。
- お互いの存在を認め合えるようにします。
- 相互の理解を深められるようにします。

●行政の役割

- 行政は、市民向け、企業向けの人権啓発に関するハンドブックを市民と協働で作成します。
- 行政及び学校は、人権に関する広報活動や啓発を行うようにします。
- 行政及び学校は、人権に関する学習の場(実践し、気づいて行動する機会が得られる場)をつくるようにします。
- 行政は、人権に関わる相談に適切に対応できるようにします。

施策の展開方向

平成9年2月策定の「松戸市人権施策に関する基本方針～このまちに人権文化を築くために～」、平成11年11月策定の「人権施策推進に係る指針」に基づき、市民の人権意識の高揚、人権侵害被害者を救護支援する仕組みづくり、人権尊重の市役所づくりを進めます。

具体的には、人権に関する講演会、人権講座の開催等の人権啓発事業を実施し、市民の人権に関する意識を高めていきます。また、人権問題に係わる相談を受ける窓口の連携を高め、新たな人権問題にも適切に対応できる相談体制を築きます。そして、市の各課に配置されている人権施策推進員を中心に、全庁的に人権施策を推進していきます。

3 男女共同参画の地域社会をつくります

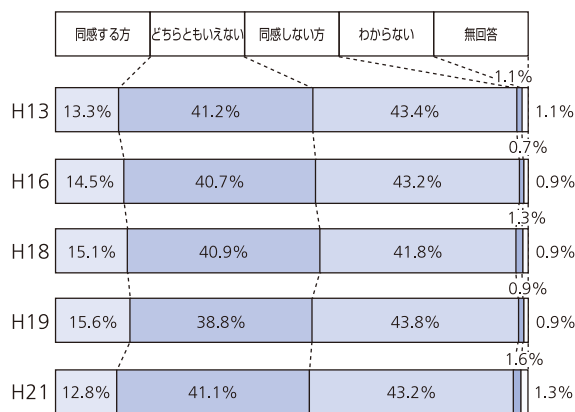
現況と課題

男女平等の実現に向けて様々な取り組みが進められ、法律・制度上においては男女平等がほぼ達成されつつあるものの、家庭生活や就労環境はいまだに男性が優遇されていると感じている人が多い現状にあります。

市民意識調査によれば、「固定的性別役割分担を支持しない人の割合」は、平成13年度43.4%であったものが、21年度も43.2%とほとんど変化していません。

男女が地域、職場、家庭で共に参画し、いきいきと充実した人生を送れる社会となるよう、固定的な男女の役割分担にとらわれずに、家庭生活と就労の両立を、個々人が望むバランスで実現できるようにしていく必要があります。

図表 21-5 固定的性別役割分担に対する考え方



出典：市民意識調査



女性センターゆうまつど

松戸市の良さ・強み

- 男女共同参画の推進拠点(女性センターゆうまつど)があります。
- 女性センター講座修了生が、ボランティア団体として自立した活動を継続しています。

めざしたい将来像

男女がお互いに相手の人権を大切に思い、ともに責任を分かち合い、個性や能力をフルに発揮できるまちをめざします。それは、男女が対等なパートナーとして、いろいろな分野に参画できるまちです。

めざそう値

	実績値		現状値	めざそう値
	13年度	19年度	21年度	32年度
固定的性別役割分担を支持しない人の割合	43.4%	43.8%	43.2%	50%
女性の就業割合	54.7%	53.5%	50.3%	60%

市民と行政それぞれの役割

●市民の役割

- 日常の中で、男女共同参画への気付きを大切にします。
- 地域・職場・家庭の中で、男女の固定的な役割分担にとらわれず、理解を深めます。
- 男女がお互いに、対等なパートナーとして人権を尊重します。
- 男女共同参画を意識しながら、行動していきます。

●行政の役割

- 市民や事業者に、男女共同参画の学習の機会を提供したり、情報発信をします。
- 市民と協働で、男女共同参画事業に取り組みます。
- ジェンダー（社会的性別）に関わる相談に、適切に対応していきます。
- 行政自ら率先して男女共同参画事業の実践に取り組みます。

施策の展開方向

平成10年度にスタートした「松戸市男女共同参画プラン」に基づき、市民と行政とが一体となって、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

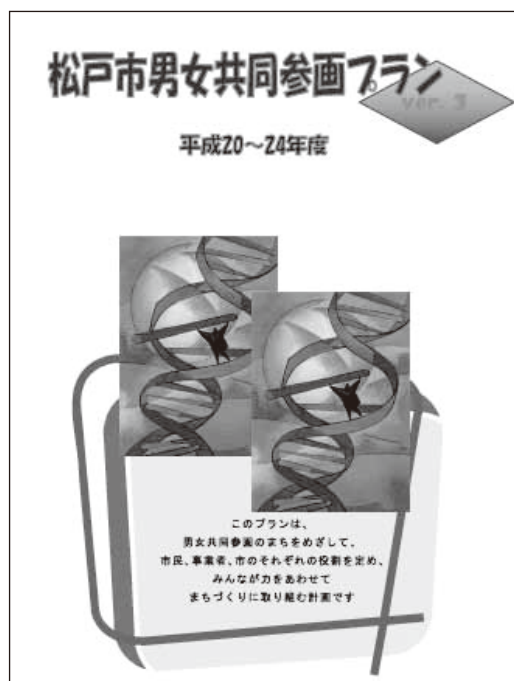
男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりが自分らしく生きることを大切にされるまちづくりのため、講座・イベントの実施や情報の提供、個別の相談事業を行っていきます。

出産・結婚等で離職した女性の再就職を支援する講座や相談などの支援を行います。また、子どもの個性を育む学習支援を行っていきます。

男女共同参画を推進するボランティア団体と、市との協働を進め、イベントの開催などを定期的に実施していきます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を、男女共同参画の視点からも推進し、個々人が自らの望むバランスで仕事と生活をしていけるような社会に向けて、市民に働きかけていきます。

なお、行政の施策を総合的に展開するため、庁内の関連部署における施策の進行状況を定期的に把握していきます。



関連個別計画

- 松戸市男女共同参画プラン・第3次実施計画